

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

平成29年11月24日（金）

泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課 障害事業者担当 電 話 072-493-2023 FAX 072-462-7780

標記について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 事業者

- (1) 名 称 合同会社SEA Love
- (2) 代表者 代表社員 栗原 洋子（くりはら ようこ）
- (3) 所在地 大阪府泉佐野市上瓦屋661番1号第2リヒトビル4階403

2 事業所

- (1) 名 称 寄り愛22
- (2) 所在地 大阪府泉佐野市上瓦屋661番1号第2リヒトビル4階403
- (3) 事業所番号 2714501323
- (4) サービス種類 居宅介護（平成29年2月1日指定）
重度訪問介護（平成29年2月1日指定）

3 指定取消日

平成29年11月24日
（処分通知日：平成29年11月24日）

4 指定取消の理由

(1) 運営基準違反（法第50条第1項第4号）

平成29年2月から8月までの期間における利用者6名に対する延べ266回のサービス提供記録が、虚偽または架空のものであった。

(2) 不正請求（法第50条第1項第5号）

平成29年2月から8月までの期間における利用者6名に対する延べ266回のサービス提供に対する延べ28回の介護給付費の請求に関して、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとする架空請求や、サービス提供時間の水増し請求を行った。

5 事業者に対する経済上の措置（法第8条第2項）

経済上の措置としては、不正請求に関する返還額996,866円に加え、当該額に百分の四十を乗じて得た額の支払いを求める。